平成26年第2回瑞穂市議会臨時会会議録(第2号)

平成26年11月4日(火)午後1時30分開議

議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第67号 訴えの提起について (放置自動車撤去土地明渡請求事件)

日程第3 議案第68号 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制

定について

日程第4 議案第69号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第70号 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算 (第4号)

〇本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5までの各事件

発議第14号に関する動議

〇本日の会議に出席した議員

くまがいさちこ					番	武 2番				堀			1番		
	昭	田		庄	番	4 番				成	_	岡	西	3番	
	敏	橋		棚	番	6 番				久	治		森	5番	
兀	藤[野		松		8 番				雄	武	瀬	広	7番	
	貴	Ш		古		10番				男	捨	瀬	広	9番	
		水		清		12番				弘	孝	村	河	11番	
	五.	園	:	若	番	14番				尋	千	井	若	13番	
	睦	Ш		星		17番				範	勝	Ш	小	16番	
										治	礼	橋	藤	18番	

〇本日の会議に欠席した議員(1名)

15番 広瀬時男

〇欠員(1名)

〇本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市		長	堀		孝	正	副		市	長	奥	田	尚	道
教	育	長	横	山	博	信	企	迪	i 部	長	森		和	之

市民部兼 巣南庁舎管理部長 総務部長 広 瀬 充 利 早瀬俊一 福祉部長 高 田 薫 都市整備部長 弘 畄 敏 調 整 監 環境水道部長 鹿 渡 辺 勇 人 野 政 和 会計管理者 教育次長 野 清 隆 高 田 敏 朗 監 査 委 員 長 佐 藤 雅 人

〇本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 田宮康弘 書 記 泉 大作

書 記 今木浩靖

開議の宣告

○議長(若園五朗君) 皆さん、こんにちは。

傍聴の皆さん、本日は大変お忙しい中、傍聴に御来場いただきまして、まことにありがとう ございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 諸般の報告

○議長(若園五朗君) 日程第1、諸般の報告を行います。

1件、報告します。議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長(田宮康弘君) それでは、議長にかわりまして、1件報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は平成26年9月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は、関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でございました。 以上でございます。

○議長(若園五朗君) 以上、報告した資料は事務局に保管してございますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第67号から日程第5 議案第70号までについて(委員長報告・質疑・討論・採決)

〇議長(若園五朗君) 日程第2、議案第67号訴えの提起について(放置自動車撤去土地明渡請求事件)から日程第5、議案第70号平成26年度一般会計補正予算(第4号)までを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。 総務委員長 若井千尋君。

○総務委員長(若井千尋君) 総務委員長 若井千尋です。

若園議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま一括議題となりました4議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、10月30日の午後2時から穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席 し、執行部からは、副市長、会計管理者及び企画部長を除く所管の部課長、また一般会計補正 予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長、調整監にも出席を求め、議案ご とに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第70号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)を審査しました。

本案については、各常任委員会で所管部分の協議をした結果、意見はありませんでした。

執行部から、補正予算書により本案に対する補足説明を受けた後、多くの質疑、意見が各委員から発言されましたので、要約して報告いたします。

初めに、福祉センター改修工事の設計委託について、入札金額に大きな差がある。安ければいいとのことであったが、その内容はどうか。本当にできる内容かの質疑に、設計については内容確認を行い、成果品を確認している。内容等の確認については、施設管理技術監にもチェックを依頼し、十分できていると確認したとの答弁でした。

今後、設計委託、工事監理委託と分けることについての考えと、そのメリット・デメリットは何か。また、その場合、業者選定において設計委託と監理委託が同じ業者になり、追加工事が発生するなど疑惑が生じるがどうかの質疑には、昨年度から設計業務と監理業務を分けて入札して委託している。業者選考委員会でも協議をしている。設計業務と監理業務の仕様書を別にし、それぞれ入札している。設計と監理のそれぞれの委託を異なる業者に行わせると、多種多様の工法などの適切な処理方法を取り入れることができる。現在の業者選定では、設計委託した業者を監理委託の入札業者としても選定しているが、選定業者の入れかえ等については今後検討していきたいとの答弁がありました。

今回の設計委託の契約金額は、予定価格とかなりの差がある。建設工事では、適正な入札価格を行うために最低入札価格を定め、低価格入札制度により入札金額を制限しているが、設計においてもそれを具体的に実現していただきたいがどうかの質疑には、他の自治体の状況も見て、工事と同じような制度を客観的に見て、選定委員会で十分検討させていただくとの答弁でした。また、ただ安ければよいという考え方なのか。物品購入などはどうか。上限など一定の線を引かないと今後の例となってしまうため検討してほしいがどうかの質疑に、改修箇所や使用部材などは仕様書で示しているとの答弁がありました。

その後、この設計委託の入札する際の仕様書の提出を求め、資料が配付され、その説明を受けました。

その後、質疑を続け、仕様書によると目標工事額が1,000万円であるが、工事費で4,400万円の予算が計上されているが、どうしてか。1,000万円以下の工事費で行うべきではないのか。仕様書の条件に合わないが、なぜかの質疑に、目標工事額は仕様書に必要であり、できるだけ工事内容を抑える方向で仕様書を作成した。4,400万円は現場確認をした上で積算された工事費であり、目標額に近い数字であればよかったのであるが、調査段階で見込み違いであったと

の答弁でしたが、仕様書の目標金額1,000万とした理由については明確な答弁がありませんで した。

また、本年1月の臨時議会で、総合センター施設改修への設計監理費の予算執行については 附帯決議をつけ、機構改革の全体像を明らかにするなど十分な説明を求めることとしていたが、 それについての考えはどうかの質疑に、附帯決議以降、教育委員会を総合センターに移転する こととしていたが、移転後の巣南庁舎の利用について適切な説明ができないため、教育委員会 の移転を断念した。その後、デイサービスセンター跡地の利用を含め福祉関係で利用していく ことを議会に説明し、議会の了解を得た上で事務を進めてきたと答弁がありました。

議会に十分な説明がなされていない。工事費の4,400万も理解ができない。当初、教育委員会が入るとのことであったが、3月に教育委員会が入ることは辞退したとのことであり、この改修工事の予算はもっと早く出すべきである。議会にもっと相談をしてほしいなどなど、当委員から発言がありました。また、執行部からは、附帯決議以降、福祉施策なども検討し、その結果等については委員会、全員協議会などで一連の話を既に行っており、また設計業務委託及び今回の補正予算についても了解をしていただいていると理解していると発言がありました。

総合センター施設改修についての補正予算は、納得ができないため、もっと議会に説明が必要である。議会に十分な説明を行い、疑いを明らかにして説明していただきたい。時間もかかり過ぎであり、この時期に提案となった説明も必要である等々の意見が出て、委員より修正案を提出したい旨の発言がありました。

その後、ほかの補正予算についても質疑を続け、所得税の徴収漏れについて、担当職員の認識不足、誤認等が原因であると新聞報道がされているが、どうか。また、徴収漏れに対する懲戒処分はどうなるのかの質疑には、徴収漏れについては個人にかかわる源泉所得税についてであるが、徴収することについて判断しにくいものや、屋号や肩書により組織であると誤認したもの、委託料の処理への認識不足などの原因が調査した結果であった。職員への処分については、今後検討されることになるとの答弁であった。

また、税務署の指導が入った自治体はあるのか。県内の状況はどうかの質疑には、岐阜北税務署からは、全国の自治体でこの事例があるので、個々の自治体に自己点検の指導があり、自己点検した結果であった。徴収漏れがあったのは、県内では飛騨市、下呂市に次ぎ3番目であるとの答弁がありました。また、担当職員の税務知識の欠如もあるが、監督責任もある。指導体制をしっかりして一体的に行い、チェックをしてほしいがどうかの質疑には、反省している。日ごろの目先の事務にとらわれ過ぎてしまっている。職員の意識改革をしなければならない。今後は研修等により体制を整えたいと答弁がありました。

その後、議事の都合により次の議案へ審査を進め、最後に再びこの議案の審査を行うことと しましたが、既に長時間に及ぶ委員会審査を行っていることから、翌31日9時より委員会を再 開することを決め、この日は散会としました。

翌31日午前9時より委員会を開き、お手元に配付してありますとおり、提出者、河村委員、 賛成者は、西岡委員、星川委員、小川委員、庄田委員として議案第70号の修正案が提出されま した。

総合センターの施設改修については、本年第1回臨時議会の際、補正予算には附帯決議を議決しており、議会に対して十分な説明がなされ、機構改革の全体像を明らかにした上で、予算の支出執行を求めていた。また、今回、入札制度のあり方を含め、仕様書の目標金額の1,000万円の設定など事務手続の問題がある。加えて、附帯決議以降慎重に協議をする時間があったにもかかわらず、この時期になってからの提案であり、それらの説明が不十分であるため、さらに詳細なる説明を求めることが必要であると判断をして、総合センターの施設改修の工事関係予算を除いた修正案が提出されたものであります。

その後、討論なく、採決の結果、修正案は全会一致で可決されました。

次に、修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第67号訴えの提起について(放置自動車撤去土地明渡請求事件)を審査しました。 執行部からは、この議案について、これまでの経緯の報告等の補足説明を受けた後、質疑に 移り、訴えを提起する相手方はどうして撤去しないのかの質疑には、現在は生津にお住まいで あるが、以前ここの隣接に住んでいた。その当時、境界確定がなかなかできなかったが、隣接 者の立ち会いのもと、境界が確定できたため、車の撤去を再三にわたり求めていた。過去に福 祉祝い金などについて市と問題もあり、応じていただけないため、保全をしたい目的で訴えを 提起するものであると答弁がありました。個人的な感情問題があるのかの質疑には、境界につ いては隣接とともに問題があった。また、福祉祝い金、戦没者遺族特別弔慰金への市の対応に 不満を持ってみえるが、市はきちんとした対応をしてきた。市の対応に異議を持ってみえると の答弁がありました。また、あわせて市が所有する土地についての処分についての論議もされ たことをつけ加えます。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第68号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定に ついてを審査しました。

執行部からは、土地の寄附の一連の行為について調査し、関係職員の処分の結果に基づき、 特別職においてもみずからの処分を行うために条例を制定するものであるとの説明の後、質疑 に入りましたが、この議案についても多くの質疑がされましたので要約をして報告いたします。

都市計画区域外で、この基準らしき手持ち資料を使い、却下した事例はサーンホーム以外に あるのかの質疑に、この事例以外に申請された事例はなく、却下した事例はないとの答弁でし た。 また、議案説明の中で、不適切な事務が明らかにされたとあったが、誰が明らかにしたのか。また、その者に権限はあるのかの質疑に、事務手続をしていく中で企画部長が聞き取り調査によりまとめた結果である。事実関係を明らかにしていく中で誰かが行わなければならないと考えるとの答弁があり、それに対して企画部長1人で行ったのか。また、何を基準に不適切と判断したのかの質疑に、個別に行ったが、企画部長、副市長、秘書広報課長も同席して行い、合併協議会において、早急に作成しなければならない基準、または要綱を作成しないまま今日まで放置していたことについて、3人で不適切と判断し、懲戒審査委員会にかけたとの答弁でした。さらに、今まで事務を行ってきた者を何を基準に懲戒処分を行ったのかの質疑に、合併協議会当時より問題があり、この問題が提起されて関係する職員一人一人に聞き取り調査を行った。基準らしきものがあったらしい、またあると思うという発言はあるが、現認、提示できない。企画部長が調べたところ、過去に携わった職員が手持ち資料としていたものを使ってしまった。作成した本人は、決裁も受けず、単なる手持ち資料であり、根拠とならないと発言している。本来、作成されなければならない文書が作成されなかった。基準なる文書は単なる資料であった。調査した結果として、不作為であったため上申書を作成し、懲戒審査委員会に諮ったとの答弁でした。

懲戒審査委員会の事務処理は適切であったのかの質疑に、開催が当日決まりましたので、開催案内文書を省略してしまったとの答弁でありました。

また、市長、副市長への問責決議もあるが、職員を先に処分しては逆ではないのか。瑕疵あ る行為の責任はトップの責任ではないのかの質疑に、調査を行い、行政側の過失により瑕疵が あったことが明らかになった。職員の処分は市長の裁量権であり、規則の規定により過失の度 合いを懲戒審査委員会で審査した。特別職は経緯を明確にするため条例で行うこととし、早目 に行ったほうがいいと考え、職員の処分の加重により判断したと答弁があり、どうして職員か ら処分を行ったのか。倫理上、百条委員会と問責決議の問題を含めて一緒に判断しているとし か見えない。また、1割削減の根拠はの質疑に、百条委員会の設置で問題が明らかになり、そ の周りの問題の調査を行い、合併時からの問題でもあり、市道編入の基準があるとのことであ ったが、何もなかった。今回の議案提出は、百条委員会の問題とは切り離しての処分であると の答弁でありました。提案理由は、全て関連していることである。問責決議についての処分な らわかるが、全て関連していることではないのかの質疑に、今回の減給は、職員のなした不祥 事への責任への処分であり、職員の過失への責任と考えるとの答弁でした。本来は、下からで はなくトップから処分をしなければならないのではないかの質疑には、今回の議案提出は上か らの指示で行った。1割の減額は一般行政職の職員であったらどうかという判断も加味しての ことであり、これが妥当かどうかは議会の判断を仰ぐこととした。減給自体がペナルティーと なり社会的制裁を受けることになり、市長が判断したとの答弁でした。

昨日の発言で、市長は、百条委員会とは別物であると発言をしているが、副市長は百条委員会ともリンクしていると発言をしており、意見が異なる。きょうの副市長の発言は、昨日の発言と矛盾していると考える。今回の案件については、みずからを律してから職員の処分を行うべきではなかったのか。不適切な事務にさらに不適切な事務を積み重ねてしまっている。懲戒審査委員会も時間をかけ、慎重に行う必要があるのではないのか。また、決裁処理も職務怠慢であり、決裁書をよく見ていればこんなことにはならなかったのではないかとの質疑には、百条委員会ともリンクしたというのは百条委員会の設置によってこの問題が顕在化したことを言うものであり、百条委員会の設置目的は利益供与である。今回調査したのは、市道を認定する基準を持っていたかという調査であり、処罰は百条委員会とリンクしていない。調査した結果、基準らしき手持ち資料も曖昧であり、提示も何もない。内規と言われた基準も値しないとされ、基準はなかったに等しいと考えるとの答弁に対して、副市長の答弁は長い答弁であり、聞く位置により誤解を生じてしまう。しかし、提案理由の中には「かかわる一連の事務」とあるため、リンクしていると判断するべきと考えるとの意見がありました。

また、職員の処分に対する影響はどうかの質疑に、退職金には影響はないと理解している。 戒告した者へは勤務評定に影響があり、来年6月期のボーナスに影響があるとの答弁でした。 今まで間違って議決してきたものについてはどうなるのかとの質疑に、今まで議決してきた7 件については、県の開発指導要領に基づいて行ってきたので間違いではなかったとの答弁に、 瑕疵ある行為ではなかったのかの質疑がされ、行政手続条例に基づく基準がなかったのが瑕疵 となる。元始に戻ると、その基準がなかったことが瑕疵となり、調査によりわかった。少しず つの不作為が集まって瑕疵となり、今回の瑕疵を生んだとの答弁がされました。

その後、討論に入り、反対討論では、この案件は納得できない。百条委員会の結論がまだ出ていない。職員の処分より自分の処分が先ではないのかと考え、反対するとの意見がありました。また、賛成討論では、百条委員会の設置の根拠自体が間違った基準を当てはめて却下した。それを元に戻したことを利益供与と断定してしまった。物の本質を見る時点がずれている。却下した事実行為を取り消し、一日も早い段階で救済できた。1カ月の減給処分を決意したのは評価しなければならないとの意見がありました。さらに、反対討論では、市長は百条委員会とは全く切り離してとあるが、副市長の答弁と異なり、提案理由の考えは全く違うものであるため、不適切な提案理由では納得できるものではない。発端は職務怠慢であり、明確な提案がなされなければならないと考える。百条委員会の報告を聞いて判断すべきであるとの意見がありました。

その後、採決の結果、賛成少数で否決しました。

最後は、議案第69号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてです。 執行部からは、児童扶養手当法の改正に伴い、児童扶養手当と年金の併給調整の見直しがさ れ、それに伴う改正を行うものであると説明がありました。

これについては、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。 以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。平成26年11月4日、総務委員会委員長 若 井千尋。

○議長(若園五朗君) これより、議案第67号訴えの提起について(放置自動車撤去土地明渡請求事件)の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(若園五朗君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

〇議長(若園五朗君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押してい ただくようお願いいたします。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(若園五朗君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第68号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制 定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(若園五朗君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「議長」と呼ぶ者あり]

〇議長(若園五朗君) 1番 堀武君。

○1番(堀 武君) これに関して、私は賛否に関して少し自分なりの考えがあるもんですから退席させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔1番 堀武君 退場〕

○議長(若園五朗君) これから討論を行います。

まず原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

- ○議長(若園五朗君) 2番 くまがいさちこ君。
- **〇2番(くまがいさちこ君)** 議席番号2番、会派改革のくまがいさちこです。

私は、議案第68号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について、賛成をいたします。

今まで百条も委員であり、また今回の総務委員会も傍聴いたしました。経過は、準備会などは委員外議員の傍聴すら許されないという形で、もう十何回もやられておりますが、それも全て見ている立場の者として発言をさせていただきます。ここの総務の中で傍聴もしていましたけど、ここにもはっきり字で書いてあるわけですね。納得できないのは2点ございます。その2点について発言をいたします。

1点は、副市長と市長の説明が違うというのを言い募っていらっしゃいましたが、私が傍聴 で聞いていても同じでした。違うと受け取った内容は、市長は百条とは切り離して行政事務の 瑕疵、過ちについて責任をとるためと言っていますが、副市長は、この報告文の8ページに、 副市長は百条委員会ともリンクしていると発言していると。この言い方ですね。これをもって 百条委員会と切り離していないと言い募っていらっしゃるわけですが、9ページに副市長の答 弁があって、百条委員会ともリンクしたというのは百条委員会の設置によってこの問題が顕在 化したことを言うものであり、百条委員会の設置目的は利益供与であると。その目的を調査し ている中で行政事務の瑕疵がわかったので、そういう意味でリンクしていると申し上げたと副 市長が言われました。私もはっきりその言葉を覚えています。こういう発言を市長は純粋に行 政事務の瑕疵であると言ったのに、副市長はリンクしていると言ったから百条とは切り離して いないと受け取るのはいかがなものでしょうか。聞いていた私は全く同じことを受け取りまし た。これこれこういう意味でリンクしていると言っただけですから。後半にも副市長の答弁と 市長の答弁が違うということが、10ページにも結論として書いてありますが、違っておりませ ん。純粋に行政事務の責任としてやったということはお2人とも同じであるなあと、私は傍聴 席で聞きながら思っていました。何か副市長の答弁が長いから誤解を与えるというのがわかっ ているのだったら、それ誤解じゃないですか。ということを認めていることになりませんか。 ということで、まず1点が、お2人とも純粋に百条とは切り離して行政事務の責任上今回の条 例、減額について提案したというふうに言っていらっしゃると私は受けとめました。受けとめ

方が余りに違うと思います。

もう1点は、9ページの下から6行目、百条委員会の結論がまだ出ていないのにということ をたびたびおっしゃって、これは新聞でも、こうした発言したからそのまま新聞にも載ります ね。しかし、百条委員会の結論は出ているんじゃありませんか。これは、私は全部百条委員会 に出席しているわけで、職員と職員の参考人招致と市長の証人喚問と、それから副市長の参考 人招致でしたね、これは。この後で、恐らく副委員長が原文を書かれたと思うんですが、職員 の誰々がこう言ったこう言った、市長がこう言った、副市長がこう言ったということを羅列し て、したがって便宜供与があった、したがって利益供与があったという論理的に何にもつなが っていない。けれど、結論だけはA発言B発言C発言ともうたくさん書いて、職員が大勢呼び ましたからね。そして、したがって利益供与、便宜供与があったという論理的な展開は何もな い文書になって、結論が出ております。私は余りにあきれたので、その日のうちかなんか二、 三日か覚えていませんけど、ブログにも書いたのを覚えています。結論は出ています。次回は この結論をもとに委員長報告の原案をつくりますとその日言いましたのに、翌日の新聞を見た ら結論は先送りすると出ていまして、びっくりしました。私たち議員はそれを聞いていません から。そして先送りして、その後何をしたかといったら、元市長と元副市長を呼んだわけです が、それをまとめた段階で、私がこの目的とそれからその目的に照らし合わせてどういうこと がわかったんでしょうかとまとめてお聞きしたわけですね。それには答えられませんでしたね。 というようなやり方をしているわけです。

つまり1つ目は、市長も副市長も純粋に百条委員会とは切り離して行政上の瑕疵の責任をとるものだと言い、そして結論は既に出ているのに、今後どうするかは知りませんよ、もう利益供与と便宜供与はありだというふうに書いてありました。第一この文章を全然外へ発表していませんね。こういうことも非常に不透明なやり方です。市民に発表すべきですね、あの文章全部。そして、今後は事務上の瑕疵というのは多分皆さんだんだん明らかにわかってきたんだと思いますから、どこへ落とすのかちょっとわかりません。あのときに出た結論とは違う結論にするのかどうか。私も全然読めませんが、一応結論は出ています。この結論を変えるという発言も聞いていませんから委員会の中で、一応出ているわけです。

ということで、私はこの2点、百条委員会、それから総務に付託された、これ総務報告ですからね、総務の委員会報告ですからこの中で2点、非常に反論というか疑問です。今の理由で、行政事務の瑕疵があったことは明らかになっていますので、私は行政側としては処分を決め、自分たちも責任をとったと、トップ2人が、それには賛成をいたします。以上です。

○議長(若園五朗君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

〇議長(若園五朗君) 5番 森治久君。

〇5番(森 治久君) 議席番号5番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、原案に反対の立場で答弁をさせていただきます。

まず、先ほど総務委員長より、さまざまるる委員会の中で討論されました、また質疑されましたことをうかがう中で、まず1点、反対であるということについての大きな理由は、この報告書の中にございます、本来は下からではなくトップから処分をしなければならないのではないかの質疑には、今回の議案提出は上からの指示で行った。1割の減額は、一般行政職の職員であったらどうかという判断も加味してのことであり、これが妥当かどうかは議会の判断を仰ぐこととした。減給自体がペナルティーとなり社会的制裁を受けることになり、市長が判断したとの答弁でしたという文言がございます。

私もまずは大きくこの原案に反対というのは、先ほどくまがい議員がおっしゃられた、今回 行政が百条委員会とは分けた形の中で、行政での調査した内容でみずからを律する行政の処分 を行うということは、何ら先日の問責決議案のときにもさまざまな意見が出されました。まず はみずからが瑕疵を認めるのであれば、行政がみずからを律することが先ではないかという意 見も出たやと思いますし、私もそのとおりであったということでありましたが、そのときは、 問責に対しては内容が問責に値する内容ではないということで、棄権をさせていただきました。

今回は、この1割の減額ということですが、これを議会にお諮りをするということでございますが、この1割がどうであるかどうかは、私は今の段階では少なくとも行政職であれば1割以上の減給というものがないと思うんです。特別職であられる市長、副市長であれば行政職とは区別する中で今回のこの問題が発生した案件も、この報告書にあります賛成討論でありました、これもちょっと読ませていただきますが、賛成討論では百条委員会の設置の根拠自体が間違った基準を当てはめて却下した。それをもとに戻したことを利益供与と判断してしまった。物の本質を見る時点がずれている。却下した事実行為を取り消し、一日も早い段階で救済できた。1カ月の減給処分を決意したのは評価しなければならない。

この1カ月を減給処分したのを評価するかどうかは別として、もともとの始まりはここの賛成討論をされたこの文言、これがことの始まりであると思います。それほど市長、また副市長なる職員の管理、監督の総括の責任者であられるお2人がその決裁文に判こを押したこと自体から始まったことが今回の百条委員会まで設置され、また市民の皆さんに大きな不信感であったりまた御心労であったり、またいろんな疑心暗鬼を持たせる始まりとなったのが、そのことの事実から始まったと思っております。

そんなことを考えますと、私はこの原案には1割ということでは反対をさせていただく立場で私の意見を言わせていただきましたが、この全ての反対であるか賛成であるかというこの文言の中には、私が思う本来行政の職員から処分するのはおかしいのではないかというようなことに対したり、また百条委員会の結論がまだ出ていない時点でみずからを律するということは

時期尚早ではないかということに対しては、そうでは決してない。みずからがまずは市長、副市長また行政の職員さん等々がみずからを律したということは何らおかしなことではない、評価できることであるという立場からこの原案には反対ではありますが、この内容で賛成、否決をするということの立場ではございませんので、この反対討論をさせていただいた後に退席をさせていただこうと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

[5番 森治久君 退場]

○議長(若園五朗君) 原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

- 〇議長(若園五朗君) 3番 西岡一成君。
- ○3番(西岡一成君) 改革の西岡一成でございます。

私は原案に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

本件につきましては、行政の側から瑕疵ある行政行為で無効である、こういう立場でこの間一貫して答弁がされておるわけでありますけれども、具体的にその瑕疵ある行政行為の内容はどういうものであったかということについて、ひとつ時系列で思い起こしていただきたいと思います。

まず最初は、担当の職員が昨年の6月に瑞穂市市道編入基準を当てはめて、サーンホームの件については基準を外れている、6メートル以上あるけれども、行きどまり道路は市の管理する道路とは思えないという立場で却下をされたわけであります。ただ、その状態のときに前任者との関係がどうであったかといいますと、引き継ぎがなされていない。引き継ぎがなされていない中で、前任者のパソコンの中に瑞穂市市道編入基準を見つけて、それが当てはめるべき文書として当人は当てはめたわけですけれども、それが間違いであったわけですね。しかしながら、その間違いが起こる引き継ぎができていなかった、このことはやはり管理責任だと思うんですね。その引き継ぎが行われなかったこと自体がやはり監督する側の責任として受けとめていかなければならないと思います。それから伺いを出して、その伺い書に対して課長さん以下部長、調整監、副市長それから市長も、それでいいですよという決裁印を押しているわけです。この行為、この行為も間違った当てはめが、いいですよというふうに決裁をしたわけですから、これも瑕疵ある行政行為の内容になってくると思います。

その後、4月2日に管理課、開発課と市長との間で協議を行いましたけれども、そこでは当てはめ自体が間違っている。県の開発許可基準、県の宅地開発指導要領、これを当てはめるべきである。そして、今まで当てはめてきた。これは産業建設委員会の中でも執行部より資料をいただいておりますけれども、合併以降7件、都市計画区域外における市道認定が行われているわけであります。そして、そのいずれもが県の宅地開発指導要領を当てはめたものであるという報告がなされております。そして、先日の総務委員会の中で弘岡部長からも都市計画区域

外の中で、瑞穂市市道編入基準を当てはめて却下をした事例はないと、こういう答弁をいただいておりますので、総合的に考えますと、やはりこの問題につきましては……。失礼。その途中で、7月2日までの間にこの市道認定を申請する側のサーンホームから抗議がなされておるということでありました。どうなっていると。事前協議の段階では県の開発許可基準に合うようにやっていただければそれでいいですよと言われておったにもかかわらず、なぜ急に認められなくなったのかということが市役所の当該課さらには市長にも電話があったということであります。そこで初めて知って、先ほど申し上げた管理課、それから開発課との協議になったというのが経緯であります。そのときに、抗議があって初めて市長自身も気がついた。これ自体も問題なんですね。課長補佐から順番に何人も決裁をしていって、その決裁がみんな間違っていたというそのシステム自体がシステムになっていない。そのことの責任もとらなければいけないと思うんです。

ただ、今申し上げているその協議、7月2日の協議の場で何を話し合ったかというと、瑞穂市市道編入基準の当てはめは間違いであった。そのことを確認して県の宅地開発指導要領を当てはめてきたし、したがって今回も当てはめるべきであるとして要綱に明文化をしたということなんですね。ところが新聞なんかを見ていますと、岐阜新聞もそうですけれども、内規を要綱に書いてあると、こういう新聞記事になっているんですね。我々が報告を受けているのが、内規なんてない、個人の担当課の職員にも誰も相談せずに、そして上司の決裁も受けていない、手持ち資料としてつくった、実務は県の開発許可基準を準用してやっていたということを、その文書の作成者自身が証言をしているわけでありますから、それでないという立場で、内規という立場で記事を書かれていますけれども、これは執行部の報告とは全く違うわけですから、別のルートから聞いた情報をもとにして書かれているというふうに思わざるを得ない。やはり、新聞、マスコミ等はきょうも見えていますけれども、第3者に対して公平な、当事者の片方だけじゃなくてもう一方の当事者の声をも聞いて、公平に記事を書いていくということが必要だと思います。現実はそうなっていない、そのことについてぜひお考えをいただきたい。

それはそれとして、7月2日に結局は県の開発許可基準を当てはめるということで、実は6月の18日が決裁文書でありますから、2週間で逆にその誤った方針を是正したわけであります。是正をして、その申請をするであろうサーンホームにそういう対応を伝える、こういうことになったわけですね。逆に百条委員会の設置の皆さんの発言でもそうですけれども、被害者に対する「謝れ」「謝罪せよ」、こういうことは一言も出てこないんですね。問題は、誰が加害者で誰が被害者か。住民との関係で言えば加害者は瑞穂市ですよ。被害者はサーンホームです。その被害が、行ったような問題というものが、原因がどこにあるか。このことをやっぱり明らかにしていかなきゃいけない。

余り長々しゃべりませんけれども、結論的に言えば、瑕疵ある行政行為に対する責任をとる。

1カ月、2カ月、3カ月、どれだけの基準がいいか、こういう議論をし出せば切りがないと思いますけれども、私は1カ月ということで判断をした執行部の提案については一応認めていきたいという立場であります。また後で、百条委員会の廃止の決議を提案したいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

〇議長(若園五朗君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

〇議長(若園五朗君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって原案について採決します。

議案第68号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(若園五朗君) 着席願います。

起立少数です。したがって、議案第68号は否決されました。

[1番 堀武君・5番 森治久君 入場・着席]

○議長(若園五朗君) これより、議案第69号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(若園五朗君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長(若園五朗君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(若園五朗君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりしばらく休憩します。

再開は2時50分から行います。

休憩 午後 2 時40分 再開 午後 2 時55分

○議長(若園五朗君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若園五朗君) 5番 森治久君。
- ○5番(森 治久君) 議席番号5番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、先ほどの議案第68号におきまして、原案に反対の立場でこちらに登壇した上で反対意見、またその後に棄権をさせていただきましたことにつきまして、皆様方に大変誤解を招く内容であったということをおわび申し上げ、本来なら議席で私の思い、考え方を述べさせていただく中での棄権をする行為であったかと思いますので、おわびを申し上げさせていただきます。以上でございます。

○議長(若園五朗君) これより、議案第70号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)の 委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若園五朗君) 1番 堀武君。
- ○1番(堀 武君) 1番 堀武、委員長に御質問申し上げます。

まず第1に、この中で、仕様書による目標工事額が1,000万であるが工事費で4,400万円の予算が計上されているが、どうしたかという質問に対して、1,000万以下の工事費で行うべきではないのか、仕様書の条件に合わないのはなぜかの質疑に、目標工事額は仕様書に必要であり、できるだけ工事内容を抑えたいためにこのようなことをしたと言われているんですけれども、非常に曖昧というか、僕からしたらむちゃくちゃな話。極端なことはこの行政側のあれなもんですから、委員長、ここの辺のことをどのように行政側の答弁があったのか、もう少し詳しく、あればちょっと聞かしていただきたい。まずお願いと、後は議席でやらしてもらいますので、よろしくお願いします。

- 〇議長(若園五朗君) 総務委員長 若井千尋君。
- ○総務委員長(若井千尋君) 総務委員長 若井千尋です。

では、ただいま堀議員の御質問にお答えをしたいと思いますが、また私たち委員会もこのことに対しまして、同じような質問を各委員からもいただきました。

いわゆる委員会の流れの中で、その仕様書の提出を求めたところから始まりまして、そこに その1,000万という金額が提示されておりました。今御報告したとおりでございますけれども、 執行部はできるだけ工事内容を抑えていただきたい方向性で仕様書を作成したという話があり ましたが、積み重ねていけばこの4,400万になってしまったというこの答弁の中で、さらに、 その後に御報告させていただきましたけど、仕様書の目標金額1,000万とした理由に対しましては、それ以上の明確な答弁がありませんでしたので御報告いたします。以上でございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若園五朗君) 1番 堀武君。
- ○1番(堀 武君) まことに、委員会と行政側もこれに明確な答弁もせずに、調査段階で見込み違いであったとの答弁で、「仕様書の1,000万円とした理由について明確な答弁がなされなかった」、そんなむちゃくちゃな話はあらへん、極端な話。委員会をばかにしておる、行政側は。そうでしょう。1,000万の目標って、これ何の目標なの。安くするために1,000万を上げて、それから四千何万、はいそうですかと出してくるその精神がわからん。まさに委員会をというより議会をばかにしている。

そのようなことで、非常にこれに関して委員長に申しわけないような話ですけれども、行政側に非常に抗議を申し込みます。それと同時に、私、新たに1つ、前の全員協議会のときに設計とそれから監理の件について質問したんですけれども、要するに設計者が、今度入札等のときに監理も参加できて、一緒に入ることに関して曖昧な答えを出しておった。その辺に関して、委員長、質問されたかどうか、ちょっとその辺に関してお答え願えればと思いますけれども。

- 〇議長(若園五朗君) 総務委員長 若井千尋君。
- 〇総務委員長(若井千尋君) 総務委員長 若井千尋です。

済みません。議論をした結果の報告をさせていただいたとおりでございますけれども、その 結果に対しまして、やっぱりこの予算をしっかり内容が総務委員会として理解しがたいという ことで修正を出させていただいたというふうに御報告させていただきます。以上です。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若園五朗君) 1番 堀武君。
- ○1番(堀 武君) 委員長に対して御質問する気はありません。ただ最後に、行政としての姿勢を問う議会に対して、こんな侮辱的な回答というのはない。1,000万に対して明確な答弁がないって、普通から言えば1,000万ならば誰がどうしてその1,000万を根拠に上げたのか。根拠のないものを1,000万に上げておいて、そうして4,000万、こんなむちゃくちゃな話が通るということ自体が何を行政側は考えておるのか。まさに委員会、議会を軽視した、それ以外に何もない。だから恐らく委員会も委員長もこれに関して恐らく何回も答えを願っておることと思っております。でも、結局は答えが何にも出てきていない。1,000万、誰がどうして出したのか。その根拠がないままに、福祉のあれやないけど、上げたこと自体がおかしいでしょう。だから、堂々と委員会で1,000万はこういう形で出しました、誰があれしましたということを明確に委員会で答弁するべきです。そのことさえできずに、行政、こんなことが福祉なんてやれ

るの。極端な言い方をすると。一番重要なことでしょう、福祉なんていうのは。だったら襟を 正してやらなきゃならんということが全然やっていない。

それから、今の行政の姿勢、全てその辺のことをもう少し自覚して出すときにはやはり根拠をしっかりし、委員会で求められたことを答弁するようにし、委員長が困るような形で終わるということ自体、本当に委員長は困ったと思いますよ、これをまとめて出すときに。よく考えてくださいよ。以上です。終わり。

○議長(若園五朗君) ほかに質疑ありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若園五朗君) 5番 森治久君。
- **〇5番(森 治久君)** 議席番号5番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、総務委員長報告において総務委員長のほうに御質問を させていただきます。

1点でございます。そもそもこの総合センター施設の改修は、平成27年度から介護保険制度等が改正される、また生活困窮者の受け皿づくりというようなことでの施設の改修をした上で市民サービス、また市民の相談窓口等々の事務サービスを向上させるための施設の改修であったと思います。そんな中で、今11月の臨時議会にこのような議案の提案があったわけでございますが、今年度の1月の臨時議会でも同じような施設の改修の議案がございました。その折にも附帯決議をつける中で、附帯決議をつけ、しっかりと議会の中で説明をして全体像を明らかにしなさい、そして執行するようにというようなことであったと思いますが、これが今議会、総務委員会の中で、臨時議会でこの修正案をつけられたわけでございますが、これが先ほども申し上げた、市民のために施設を改修する、そのようなことを考える中で、4月以降、市民サービスへの影響、また地域包括ケアシステムの構築をするためもあってのこの施設の改修であると思いますが、そのようなことへの影響等があるかないかの議論はあったのかどうか、お尋ねをさせていただきたいと思います。以上です。

- 〇議長(若園五朗君) 総務委員長 若井千尋君。
- ○総務委員長(若井千尋君) 総務委員長 若井千尋です。

今、森議員の御質問もそうですし、その前の堀議員の御質問もそうかと思いますけど、最初は金額だけの話ではなくて、この案件に至るまでの経緯というか、事の発端は、ことしの初めに教育委員会云々の話がございました。総務委員会の委員さんの中にも当然福祉のことに関しては、いろんな方がそれぞれの立場で早急にしなければいけないという御意志はしっかり持っておられますし、その中においてこの執行部から出される提案の仕方、また金額等、そういったことも含めてやはり今回のこの修正に至ったわけでございますけれども、やはり堀議員がおっしゃるように、本当に福祉のことを考えていただくならば、もっとしっかり計画を出してい

ただいて、また国の施策もそうでございますけれども、当市としてしっかりそのことが対応できるような、また議会にしっかり理解が得られるような議案として出していただく、そして早急に進めていただくという議論もございましたし、その後についての議論は出されませんでしたけど、強く望んでおられることはここで御報告させていただきたいと思っております。以上です。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若園五朗君) 5番 森治久君。
- ○5番(森 治久君) ただいま委員長のほうからお伺いいたしまして、十分に委員会の中で議論されたということでございますが、再度先ほどお伺いしたかったのは、行政に対して、執行部のほうに対して、この案件が修正案を出すことによって4月以降の市民への事務サービス、行政サービスがおくれるような、また皆さんに御迷惑をおかけするような内容にあるかどうかということを執行部へお尋ねをあったかどうか、再度それを確認させていただきたいと思います。以上です。
- 〇議長(若園五朗君) 総務委員長 若井千尋君。
- ○総務委員長(若井千尋君) 総務委員長 若井です。 そこまでの確認をとることはしておりませんでした。以上です。
- ○議長(若園五朗君) ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

〇議長(若園五朗君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に対する委員長報告は可決ですので、討論としては、1. 原案に賛成で修正案に反対、

2. 原案及び修正案に反対、3. 修正案に賛成の3通りが考えられます。

それでは、まず原案に賛成で修正案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

- ○議長(若園五朗君) 2番 くまがいさちこ君。
- **〇2番(くまがいさちこ君)** 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

結論から申します。賛成の理由は、とにかく問題がたくさん出ておりますが、それは承知しております。多分、賛成って私1人じゃないかしらと思うんですけれども、問題はどうでもいいというわけではございませんが、福祉を前に進めていただきたいと。その結論もむちゃくちゃなのかもしれませんけど、論理的展開が。でも、そういう観点から賛成いたします。

私は、議案第70号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算に賛成の立場で討論をいたします。

[発言する者あり]

〇議長(若園五朗君) 静粛に。

〇2番(くまがいさちこ君) しかし、そんな単純な話ではございません。結論は賛成ですけど、 単純な話ではありません。総務委員会を傍聴していましたが、3つぐらい問題が出たと思いま す。私なりにまとめましたが。

1つ目は、目標工事額、これが仕様書では1,000万となっているのに、補正予算では4,400万円になっておる点。2つ目に、設計と監理を分けるのか、同じ業者が入るのかといった問題。それから最低価格の問題もございましたね。あと、平成25年度一般会計補正予算(第4号)についての附帯決議の折に書かれた機構改革の全体像の説明がないままに、きょう提案されるのかと、こういう問題もございました。

その1つ目から、ちょっと問題点と私の解釈を申し上げます。というのは、簡単に賛成しているのではないということを言っておきたいので。

目標工事額1,000万と補正予算では、何で4,400万になったというのかという問題ですが、総務委員会を傍聴していますと、こういうような声がありました。監理委託料も設計委託業者が入って、そっちで高く取るんじゃないかとか、追加工事でお金がかかるんじゃないかとか、低価格の問題ですね、ダンピングの問題。それから、適正価格というものをもうちょっときちんと行政事務としては考えるべきだと、こういうようなものがあると。

私なりにほんのちょっとですが調べてみました。45万8,000円でしたか、それで入札を落とした方がおっしゃるには、その仕様書を見たときに、このような工事内容では目標工事額1,000万ではできないと思ったと言われました。でも、1,000万となっていたためにその額をもとにパーセンテージがほぼ決まっていますので、45万8,000円としたと言われました。これから思うのは、多分仕様書はあの入札の各業者に行っているわけですから、ほかの業者はこれくらいかかるということでもうちょっと設計委託料を高くしたのかなあって、ここは私の想像です。これが、目標工事額1,000万と補正予算が4,400万のその差について私がわかる程度というか、範囲です。でも、本当はやっぱりこの違いについては行政にしっかりと説明をしてもらいたいと、私も不明なので思っております。

それから、2番目ですが、設計と監理が小さい工事、どれくらいが小さい、大きいというのはちょっとあれですが、設計、監理として、昨年度から分けるようになったと言っていますが、ここら辺も今後どうするのか。でも入る場合もあると言われましたね、入札担当課は。監理の人が、入札を落とした業者が監理に入る場合もあると言われましたので、もうちょっときちんとわかるように基準なりを説明してほしいなと思いました。

それから3つ目に、機構改革の全体像の説明がないと。これ附帯決議がついたわけですね。 これに関してですが、これは、え、そうなのと私思いました。これは一生懸命文書を探しましたが、26年の8月11日の文教厚生委員会協議会では、新しい福祉の構築というので、A4裏表 3枚だから6ページですね。あと、設計図までついて説明を受けておりますね。これが8月11日ですが、その後19日での全協でも渡されております。これを見ると、ここで説明されたのは、瑞穂市の福祉施策における理念の再構築をしなければならないと。非常に福祉関係の部課長さんが瑞穂市の福祉はおくれていると。まだスタートもしていないと言われて、職員もショックを受けておると、研修所でですね。本当にこれから何とかしたいということをかなり赤裸々におっしゃいました。それから、具体的には事務と相談支援事業のために一定のスペースが必要であると。ここに書かれたとおりの言葉ですが、一定のスペースが必要であるという説明ですね。特に私は相談支援に関しては、今のような状態、あそこのカウンターで全部やっているわけですね。あれは本当に福祉を必要とする人の人権問題だと私も思っておりますので。それから3つ目に、組織の改編について、これ説明を受けているはずです。これでいいかどうかは別ですよ。ただ、これについて説明を受けて、そして質疑はなく、8月19日の全協もそうですね。もしこれに疑問があるんだったら、9月の一般質問でもできたんですよね。全員が8月19日に説明を受けていますから。それもなかったとなると、行政側はこのことに関しては、機構改革の全体像の説明に関しては説明したのにと、この間ちょっと総務のときにどなたかが言っていましたが、そういう思いはあるだろうなと思いました。

4つ目に申し上げますが、私は10月21日の文教厚生委員会協議会で、最後に、瑞穂市は行政事務の不備がいつどのような形で出てくるかわからなくて怖いと申し上げました。担当の出席した行政の方、覚えていらっしゃるでしょうか。ぜひ、行政事務を総点検していただきたいと、今後このようなことがないように。というのは、その行政事務の瑕疵ですね。百条に関する、市道認定に関する、それを例に出して、また出てくるんじゃないかと思って怖いというふうに申し上げましたが、今回すぐに出てきちゃうわけですね。やっぱり10年間今の立場にいさせていただきますが、本当は政治というのは派手なものではなく、新聞に特別に取材されて書かれるようなことではなく、本当に何百という小さい事業を地道にこつこつと積み上げるのがどの立場の市民に対しても行うべき福祉なんだなあということを思っています。そういう意味で、ここで改めて行政事務の不備、今回もちゃんと1,000万と4,400万の原因をもうちょっとわかるように説明していただきたい。そのほかのこともですけど、さっき言った問題点も。それじゃないと一気に噴き出しますよね。それはとても瑞穂市としては問題というか、悲しいというか、いたずらに市民からの不信を招くと思います。

最後に、そのような問題点があるにもかかわらず、私が、多分たった1人ではないかと思う んですけど、賛成する理由は、今の問題点にもかかわらず賛成するのは、このおくれにおくれ ている市の福祉施策をやはり問題を抱えながらもそれはそれで対処しながらちょっとでも前へ 進めていただきたいんです。私の個人的な立場もございます。ハンディキャップを背負ってい る人の現在の大変さ、特に大人なんですけどね。子供は割と小さいときから全部施設があるん ですけれども、大変なことです。相談支援、市にまず相談するところから始めるわけです、ということで私は問題点は承知しておりますが、ぜひとも抱えながら、市も認めているわけですから、福祉のおくれは、ですから……。

- ○議長(若園五朗君) くまがい君、もっと簡潔に。
- **〇2番(くまがいさちこ君)** 前へ福祉を進めていただきたいということで賛成をさせていただきます。以上です。
- ○議長(若園五朗君) 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長(若園五朗君) 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

- 〇議長(若園五朗君) 10番 古川貴敏君。
- ○10番(古川貴敏君) 議席番号10番 古川貴敏でございます。

先ほどより、堀議員のほうから的確なお言葉もいただいておりますし、今くまがい議員のほうからは、賛成討論か反対討論かわからないような賛成討論もいただきましたけれども、私がここに立っておるということは、総合センターの改修工事につきましては反対という立場でございます。しかし、文教厚生委員でございます私がここで反対討論をするというのも変な話ではございますが、その辺はちょっとお許しをいただきたく思います。

若干言いわけがましくはなりますが、文教厚生委員会の協議会におきましては、この設計監 理委託料176万円、これは工事監理費ということでございますが、この176万と福祉センター改 修工事費の4,400万については何ら疑問を感じておりませんでした。また、全協でやらせてい ただきました、これ以前の、先ほどよりやっております設計委託につきましても、落札価格の 45万円は安過ぎるとは思いましたが、低入札制度の適用外であるということもお聞きいたしま したし、設計予定価格は、入札の予定価格は約200万円と設定してございましたので、工事費 の4,400万から判断いたしますと妥当な数字と思ったところでございます。工事費に対するパ ーセントで言いますと設計監理費が4.5%、今回の工事監理の予算が4%でございますから、 2つ合わせた設計・監理の業務としましては8.5%となり、若干高いような感覚はございまし たが、今はこういった委託費は人件費等の積み上げで算出されますので、この金額であれば許 容の範囲内と考えられました。しかし、先ほどよりお話に出ております総務委員会で出されま した設計委託業務の仕様書、ここにある目標工事費の1,000万、これを拝見いたしましたとき に、この設計内容にはやはり大きな疑問を生じてまいりました。一般的に考えれば、1,000万 円程度の工事であれば、設計委託費はせいぜい額が安いですから70万から80万円程度が限度で あるんではないかと。偶然とは思いますが、落札価格の45万は余りにもこの1,000万にはまり すぎております。ですから、ここに何か1,000万で勘違いされて、先ほどのくまがい議員のお

言葉ですと1,000万で勘違いされて45万を入れられたのか、それともほかに違う何かがあるのか、若干疑念を感じるところでございます。

さらに今回は、設計と工事監理業務を分けた第3者監理方式を採用しておりますが、私も建築設計に詳しくございませんが、マニュアルによりますと、通常この方式は異なる2つの設計事務所が設計意図伝達と工事監理を別々に行うことで、それぞれの役割に専念することができ、品質の確保が図れるという利点を持った方式でございます。まれに、特殊な技術や工法を用いる場合は同じ設計事務所が随意契約を結ぶ場合もあるようですが、その場合でも両業務の監理技術者が異なるよう仕様書に規定するなど、いずれにしましても、第3者制が確保されることが一番重要となるわけでございます。

しかるに今回、さきの総括質疑でございました、総務委員長の報告にもございましたが、設計業者が工事監理業務の指名業者になるのはやぶさかではないといったような上の答弁もございました。であるなら、この第3者監理方式を採用した理由はどこにあるのか、本来なら設計業務を委託する段階で、こういった管理業務についてもしっかり精査されるべきではないのでしょうか。総合センターという同じ事業でございます。設計と監理はセットで考えなければなりません。どうも今回はその辺の透明性、客観性が検討された契約関係が構築されていないのではないかと思えるわけでございます。

こうなりますと、今回の補正予算にあります工事監理費の176万円、これも予算とはいえ、どうも安易に計上されているのではないかと疑わざるを得ません。もちろん、さっき御答弁にございました、本事業は市民への福祉サービスを充実させるためのハード面の整備であり、これがおくれることは市民に不利益を与えることになります。個人的には来年の4月に向け、遅怠なく本事業が進められることこそ第一優先すべきではないかという考えもよぎりました。しかし、疑惑が生じた以上、それを払拭した上でなければ我々は判断することができないのではないでしょうか。ここは、私どもを納得させられる資料、または説明をしていただいて、その上で12月議会に再度提案していただくのが一番よい形ではないかと思います。したがいまして、今回は修正案に賛成、原案も修正案部分以外は賛成という立場で討論させていただきました。ありがとうございます。

○議長(若園五朗君) ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長(若園五朗君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。まず、委員会の修正案について起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(若園五朗君) 着席願います。

起立多数です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(若園五朗君) 着席願います。

起立多数です。したがって、修正議決した部分を除く部分について原案のとおり可決されま した。

[挙手する者あり]

- 〇議長(若園五朗君) 3番 西岡一成君。
- ○3番(西岡一成君) 動議を提出したいと思います。
- ○議長(若園五朗君) 議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午後 3 時31分 再開 午後 3 時49分

O議長(若園五朗君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど3番 西岡一成君より動議が出ていますので、動議の内容について説明を求めます。 3番 西岡一成君。

○3番(西岡一成君) 改革の西岡一成でございます。

動議が採択をされて、日程に追加をされた上でないと提案理由の説明ができません。しかし、 全くわからないというのでは皆さん方に採択をどういう立場でやっていただくかということが わかりませんので、簡単にどういう決議かということを申し上げます。

瑞穂市市道編入基準を適用して却下した行為を適正なものと前提して百条委員会は設置をされているわけでありますけれども、実はその前提自体が瑕疵ある行政行為で、無効だったわけでありますから、その当然の論理的帰結として百条委員会設置の合理的理由もなくなることになります。よって、百条委員会は廃止すべきであるとの決議であります。ぜひ、皆さん、中身を御理解いただきまして、賛同いただきますことをお願いして説明にかえたいと思います。

〔議案配付〕

〇議長(若園五朗君) お諮りします。

ただいま西岡一成君ほか3名から発議第14号市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を廃止する決議が提出されました。これを急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

[「異議あり」の声あり]

○議長(若園五朗君) 異議がありますので、起立によって採決します。

発議第14号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。 〔賛成者起立〕

〇議長(若園五朗君) 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第14号を日程に追加することには認められませんでした。

閉会の宣告

○議長(若園五朗君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第2回瑞穂市議会臨時会を閉会します。

閉会 午後3時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年11月4日

瑞穂市議会 議 長 若 園 五 朗

議 員 星川睦枝

議 員 藤橋礼治